

近世中後期の在村寺子屋における教訓科往来物の使用実態
—近江五箇荘、時習齋の学習過程と指定テキストに即して—
Actual Use of Moral Elementary Textbooks in Village
Terakoya in the Middle and Late Tokugawa Japan: According
to the Learning Process and Specified Text Group at Jisyusai
in Omi-Gokasyou

和田 充弘

要 旨

寺子屋において、徳育は実際にどのように行われていたのか。教訓科往来物は、どのように使用されていたのか。そのことを明らかにするために、江戸時代の中期から後期にかけての、近江五箇荘、寺子屋時習齋の事例を取り上げることにした。この寺子屋では、学習段階ごとにテキストを指定し、消息科往来物による知識と心情、徳の形成を特に重視し、これを教育の主軸に据えていた。教訓科往来物については、学習の必要性を強調するものに限定し、学習段階の中に数少なく効果的に挿入することにより、教育全体の効果を高めることに役立てていた。教訓科往来物を用いた徳育は、近・現代の道德教育における「修身科」「道德の時間」「特別の教科道德」のように上位や中心に置かれるものではなかった。それは主に消息科往来物を用いた寺子屋教育全般における補助的な存在にとどまるものであった。

キーワード

日本文化 日本教育史 寺子屋 往来物 近江商人

1 はじめに

近世寺子屋教育の徳育的特徴を明らかにする手段として、寺子屋師匠の人物や影響力を顕彰する筆子塚の碑文や¹、学習上の心構えや生活全般のしつけを師匠自身がまとめた一部の教訓科往来物に加え²、教訓科往来物の全体に視野を広めることもできるだろう。しかしその場合、真に教育史的意義を問うのであれば、そこに何が書かれていたかだけでなく、個々の寺子屋で実際にどのように使われていたかを調べてゆくことが欠かせない。何がどこまで使われたのか、使われなかったのか、教訓科往来物以外の往来物や手本類との共存状態や関連はどうだったのか、学習過程全体における位置づけはどうなるのか。テキスト本文の解釈に加え、書誌やテキスト以外の記載事項、蔵書の所在状況、往来物とは別の寺子屋史料など、多方面にわたる分析が必要になっ

てくる。

そこで寺子屋における教訓科往来物の使用実態を検討するにあたり、先行研究の成果はどう生かすべきか。その記載内容を近世社会における寺子屋教育の普及、それを支える庶民の経済的・文化的な実力の向上、その一方における幕藩制支配の関与との関連で捉えようとする従来の研究からは、いくつかの可能性を導き出すことができよう。

第一に、教訓科を含む近世往来物の全般的な調査と分類、主要作品の基礎的研究は、昭和戦前期にさかのぼる寺子屋研究の動向に属し³、近世社会に適合した実用主義・生活中心主義の所在や、時代を下がるにつれての児童中心化と平易化・通俗化の傾向に特徴を見いだすものであった⁴。ではこれらの見解は、寺子屋での使用実態にも当てはまるのか。たとえば近世後期・幕末の江戸戯作者たちが参入した諸作品についても⁵、その影響を確かめる必要があるだろう。第二に、教訓科往来物の記載内容に関しては、通俗道徳論を念頭に置き⁶、生活防衛のための内面的かつ主体的な自己規律の強調を指摘する評価が優勢だが⁷、こちらも寺子屋での使用実態にまで妥当するのか。隣接領域といえる石門心学関連書の採否も気になるところである。そして第三に、特に享保期と寛政期以降とで、徳川幕府の中樞が民衆教化の政治的効用に着眼し⁸、たとえば『六論衍義大意』が幾度も各地で配付されるが⁹、このように教化政策と一体化した教訓科往来物が、寺子屋の教育現場ではたして積極的に受容されていたのか。これらを確認すべき事項としておきたい。

以上とは別に、近年における研究の傾向として、往来物を含めた寺子屋蔵書を本格的に取り扱うものが際立つ。そこでは①経学、謡曲、俳諧に関する書物の蓄積からうかがい知る、手習と学問・教養との併存、②自然発生的な学習順序の定形化、その中での一貫した消息・用文章教材の多用、中級段階以降における『今川状』『庭訓往来』『商売往来』といった代表的な既成作品の導入、③地域の特徴を持った教材（地域往来物、地往来）の作成・使用が指摘されている¹⁰。筆者もこうした動向に即し、時習齋蔵書（東近江市近江商人博物館所蔵）の調査をもとに、近世中後期の在村寺子屋における往来物の所蔵状況と使用実態の分析を手がけ、これまでに版本に対する写本の蓄積量の多さ、分類上では消息科往来物の優位とその他全分野の網羅、初級段階と消息科往来物における自作教材の重視、平易で同時代向けの実用的な既成作品が増加してゆく一方での、古典的な既成作品の根強さ、テキストの校訂やテキストから手本を作成する作業にみられる主体的な教材研究の所在といった諸点を明らかにしてきた¹¹。そこで本稿では、あらためて周辺の諸事項を踏まえながら教訓科往来物の使用実態を精査してゆくことにより、寺子屋における徳育の特徴を包括的に捉えることをめざしたい。往来物の記載内容に使用実態を加えることで、寺子屋教育の目的と内容がより内在的に把握できるのではないだろうか。

2 寺子屋時習齋とその学習過程

寺子屋時習齋は近江国神崎郡北庄村（のち宮莊村）に所在し、元禄9年（1686）に開業、明治7年（1874）に閉校した。初代当主の中村義通（1665～1753）は三宅観瀾にも学んだ元水戸藩医で、京都遊学の途上、旧知の大和郡山藩金堂陣屋代官、八代権左衛門と再会したのを機にこの地に定住し、医業の傍ら寺子屋を開設するに至った。それ以降も第7代の義蕃まで、中村氏の代々が時習齋の経営を継承している¹²。明治3年の調査に拠れば、開設科目は読書習字算術諸礼、教師は男性1名、生徒数は男子120名、女子60名である¹³。『時習齋門人姓名録』に基づく柴田純の研究では、素読、謡曲、俳諧の再入学者、内弟子、下宿、夜学の存在、金堂陣屋役人子女の通学、広域的な通学圏から自村中心のそれへの変化、明治初年段階では9割以上の就学率が推定できることを明らかにしている¹⁴。筆者の分析でも、年間入門者数の10年ごと平均値につき、文化・文政期では40人前後、天保期以降では30人台を保つなど、ほぼ1世紀にわたり常時200名弱の児童数を維持していたと推定できる¹⁵。

北庄村を含む五箇莊地域（現滋賀県東近江市）の寺子屋については、開業年代の早さ、児童数の多さ、算術採用率の高さ、女子比率の高さが特徴とされている。文化・文政以前の開業は10校のうち6校、それらの児童数平均は126.7人（全国平均60人、滋賀49人）で、師匠身分のほとんどは医師、僧侶、神官である。ここからは在村知識人・指導者層の長期経営が、多くの児童を集めることができる力量を蓄積してきたことを推測できる。

その典型である時習齋の中村氏については、医業だけではなく、京都の貞門俳人である水原貞佐、福田練石に学び、彼らを講師に招き添削を受け句会を催し、この地域で結社を形成しており、彦根藩の国学者である大菅中養父、同じく本居宣長門下の小原君雄にも学んでいる。さらに5代通宗、6代義芳は吉田神道の玉田永教と交わり、明治4年からは中村氏が村内五個神社の神官を兼ねている。中村氏は寺子屋と医業を兼ねるだけではなく、学芸を修めサロンを営むことで自村や近隣の人々と接していたことがわかる¹⁶。

地域の特徴について触れておくと、北庄村は享保9年（1724）では村高1126石、213戸（うち商41、工5、酒屋7）、人口は917人。五位田村と合併して宮莊村となり、明治13年では264戸（農130、商119、工15）を数える。近世中期から明治初年にかけて、農村ではあるが工商の比率が高い。支配に関しては、五箇莊地域は彦根藩領と大和郡山藩領飛地（金堂村、北庄村はこちらに該当）に属するが、幕府の法令も各村に直接回達された。農業の面では、反当たり収穫高は多いものの、金肥や日雇への依存度が高く、経済変動の影響を受けやすかった。水利をめぐる他村との争論も絶えず、愛知川宿助郷や中山道掃除丁場の負担も継続的に課せられていた。農間余業から麻布、蚊帳、編笠の持下り商いへと進展し、近世後期から近代にかけて五箇莊商人が繊維業を中心に台頭するが、彼らは本拠地の五箇莊各村での百姓相続を建前とする他国商売

を基本とし、地主化や広大な土地所有には強く向かわなかったという。近世中後期において、領主の苛政や階層分化よりも、「農商連携」の経営努力による家としての生計の維持・向上が、この地域の課題であったと考えられる¹⁷。

なお、今回調査した史料は、時習齋蔵書（東近江市近江商人博物館所蔵、同市指定文化財）総計約1600点のうち、書譜手跡および女筆に属する計175冊の手本類と版本・写本の往来物である¹⁸。同蔵書には後藤点「四書」『論語徴』『政談』『経済録』『鬼神新論』『温知政要』『古事伝記』『海国兵談』『大和本草』『南郭先生文集』も含まれる。医学書のほか、とりわけ俳諧、和歌、漢詩の関連書が豊富である。寺子屋を併設する学問塾・文芸結社としての、時習齋の全容を知ることが今後の大きな課題である¹⁹。

それでは実際に時習齋において、往来物を用いた教育はどのように行われていたのか。たとえば6代中村義芳（1809～91）について、口数が少なく細事に拘泥しなかった人柄が伝えられているが²⁰、その反面、18世紀後半から19世紀前半にかけて、在籍児童一般を対象とする明確で具体的な学習計画が制定され、それは明治に入るまで守られていた。そこでは段階ごとにテキストが指定され、おのおの1日の稽古量や所要日数が明示されていた。

『小本手本控』の巻末に収められた「覚」（年紀欠）をみると²¹（〈別表1〉を参照）、1冊目から11冊目までの指定テキストが掲げられ、そのうち5冊目からはあきらかに男女別で、12冊目以降、最終の17冊目までは「習ふもの、望ニまかせ認め遣すべき也」とあるように、自由選択制が採られていた。また1冊目から4冊目までの具体的な内容は、同書の前部にまとめて掲載されている「小手本」にあたる。それはいろはに始まり、基礎的な語彙とごく短い消息（手紙文）で構成されているため、初級段階とみなすことができる。冊子自体は男女共通だが、記載内容をみると、早くもこの段階から女筆の書体・文体が併記されている。

5冊目から11冊目については、男女とも自作と既成の作品からなり、複数の消息科往来物が段階づけられてゆく展開の中に、教訓科往来物と、それに続けて手形・証文の文例や職業・職分に関する代表的な既成の往来物が差し挟まれている。教訓科往来物の指定書は女子のほうが1冊多く、女子の10冊目、11冊目ではテキストの選択肢も設けられ、地理や詩歌関連の諸本にも及び、風雅な教養の習得にも配慮されている。ここまでテキスト指定のある段階を中級と、それ以降をより発展的な上級とみなしておく。

さらにこの「覚」では、すべての段階において、1日に進むことのできる行数と枚数、清書までにかかる日数、復習にあたる小浚・大浚それぞれの日数が提示されている。それだけではなく対応する手本の現物が残され、それぞれ丁数や総行数がわかることから、各段階における所要日数の総量を推定することも可能である。そうすると中級を終えるまでの全11冊で、男子では4.4年、女子では5年を費やすことになり（〈別表2〉を参照）、そのうち男子については7歳前後で寺子屋に入門してから、この地

＜別表 1＞寺子屋時習齋の学習過程

冊目			指定テキスト	分類	標準所要日数	手本授与年
1	初級		小手本 1	語彙 消息	88.5	1781~88?/1744 所有
2			小手本 2	語彙 消息	91	
3			小手本 3	語彙 消息	92.5	
4			小手本 4	語彙	103	
5	中級	男	初学文言	消息	105.5	1813
		女	初学文言上	消息	123.5	1810
6		男	教訓状	教訓	65.9	1781/1872
		女	初学文言下	消息	56.4	1811
7		男	兄往來上	消息	68.7	1740/1828
		女	女子教訓状	教訓	66.4	1811
8		男	兄往來中	消息	69.8	1745/1816
		女	女今川状	教訓	129	1771/1812
9		男	兄往來下	消息	56.9	1748/ 年紀欠
		女	商売往來	職業	76.7	1815
10		男	当用諸手形	文例	65.1	1766
		女	女要文 龍田詣 国名	消息 地理 地理	122.2	1737
11		男	商売往來	職業	76.5	1815
		女	諸職往來 京町尽 古今集仮名序	職業 地理 詩歌	87.3	1789
12	上級		自由選択		82.5	
13			同上		61.5	
14			同上		74.8	
15			同上		57.4	
16			同上		47.3	
17			同上		51.4	

※「覚」（『小篇手本控』年紀欠、所収）より作成。12冊目以降は1冊150行と仮定。

＜別表 2＞各段階の所要日数・年数

	冊数	日数	年数
初級	4	375	1.3
男子中級	7	508.4	1.8
女子中級	7	661.5	2.4
上級	6	374.9	1.3
男子合計	17	1258.3	4.4
女子合計	17	1411.4	5

※年間 280 日出席の場合。

域の慣例として10歳前後で商家への丁稚見習い奉公に上がるまでの期間に、ほぼ重ね合わせるができる。女子のほうが学ぶべき手本の分量が多く、それだけ学習の期間が長いことも明白な事実である。ジェンダーの問題を抱えるにせよ、女子に求められる学力の水準は、男子に劣るものではなかった。女子の学習期間の長さについては、『女今川状』が付け加えられ、特に女子用の教訓が重んじられていたのに加え、より早く他家に奉公する男子と比べ時間に余裕があったこともその理由ではないだろうか。そして男女とも、具体的なテキストの指定や対応する手本類の所在状況から考えると、一般的には中級段階までの修了が求められていたのではないか。

なお、中級では進度の個人差もいっそう考慮され、「不行儀之もの」や「臨機応変」を想定した「斟酌」も加えられた。9冊目の途中までは「吟味役」による点検が行われており、個別学習をもとに師匠が添削指導を施す形での、寺子屋特有の指導法を補助していた。

『小本手本控』には年紀欠のものとして明治3年(1870)の改訂版とが所在する。前者中の「覚」については対応する手本類における授与年の記載から²²、18世紀後半から19世紀前半の成立を推定できる。明治改訂の「覚」では、一部の記載が簡略だが内容に大差はない。ただし文末の「附録」には「年闈候者の年数重り候て手本上り兼候者ハ其斟酌可有。乍然枚数行数ニ准じさらへ相増べき事」とある。幕末・維新の頃には進度や学力に差異のある多様な児童が在籍しており、一斉授業と試験を採用する近代の小学校に取って代わられる直前において、あらゆる子どもの学力をいかに保証してゆくかが課題とされていたのであろう。

3 初級・中級段階における知識と心情の形成

寺子屋時習齋で使われていた教訓科往来物を取り上げる前に、初級・中級段階の指定テキストを、その中でも特に消息科往来物に相当するものを確認しておく必要がある。そうしたもののうちにすでに徳育的性格が備わっており、そこに差し挟まれる形で、指定テキストとしての教訓科往来物が一定の役割を果たしていたと推測できるからである。

まず初級の指定テキスト4冊の内容を、『小本手本控』(年紀欠)所収の「小手本」にもとづき確かめておく²³。その構成から見てゆくと、冒頭のいろは、漢数字に続き、全体の4分の3までは消息(手紙文)が占め、その中に一部、単位、方角の語彙を含む。残りの4分の1強はすべて語彙で、十干十二支、近江十三郡、人名之字、近在之村、禅門之名、献立膳関連から成る。語彙は全体の約4割、消息は約6割。全冊を通じて1行3字、半丁あたり3行。消息はすべて1通が1丁・1枚に収まり、その記載内容としては金品の授受や贈答に関するものが圧倒的多数である。消息文はきわめて短いものばかりだが、必要最低限の話題を含み、候文と女筆のもっとも初歩にあたるものが挙げられている。なお、「小手本」の明治3年(1870)改訂版では、消息の後半部が九九

の計算に代わり、禪門之名と献立膳関連が片仮名に置き換えられ、あらゆる児童が学ぶための初歩的教材としての度合いが高まる。

こうした「小手本」のレベルに相当する手本としては3点、そのうち2点は「小手本」に準拠するが、18世紀半ばから幕末初頭の現物が残っている²⁴。こちらでは消息については、実在の人名、地名、金肥や繊維業関連の語彙が増えることで地域の特徴が増している。

さらに中級段階への過渡期にあたる消息の手本も、18世紀半ばのものが、男女別に計3点ほど実在する²⁵。こちらでは1行あたりの字数が増え、漢字・漢文の増加、恐々止めの採用、宛先に上下尊卑の差異が生じるなど、本格的な候文に僅かながら接近する。宛先には実在の文人と思われる人名も加わり、手習、経学、詩歌、立花に関する事項も記載される。金品の優位に変わりは無いが、そこに学芸が加わる。

時習齋の教育では、初級および過渡期の段階から消息を用いた手習が重視されていた。入門当初の児童を対象とする平易で軽微なものとはいえ、学ぶべき要所は押さえられていた。そこでは儀礼的な候文、あるいは雅やかな女筆の形式に委ねられ、親切、思いやり、感謝といった対人関係における道徳的心情の基本が模倣的に習得されようとしていた。そしてそのような枠組みの中で、まずは日用卑近な金品に関する事柄から、あるいは地域の事例に親しみを覚えながら、いろは、人名、地名など、集中的な語彙の学習と合わせての、生きた知識の蓄積が始められた。消息に介在するものごとを知ることで、子どもの世界が広げられた。

こうした初級段階の消息における諸傾向は、中級に進むとさらに強まる。男女ともテキストの分量が増え、含まれる知識も金品や学芸にとどまらず、多種多様である。候文、女筆ともに、本格的な形式へとさらに接近する。「覚」で指定されるテキストに相当する実物の手本も、すべて揃っている。

男子中級・消息の実在する手本は18世紀半ばから19世紀初頭にかけてのもので、1行の字数が5字・6字に増え、1通の書簡が1丁・1枚を超え、漢字・漢文による表記が主となる。男子中級・消息の第1段階にあたる『初学文言』（1813授与）では、記載内容が季節、学芸、金品、支配、神仏と多岐にわたる。第2段階の『児往来』旧系統（3巻、1740、1745、1748授与）は18世紀半ばの手本で、12か月の進状・返状で構成され、すべて恐々止め、発信者と宛先はすべて官名、内容はいずれも季節の風物である。ただし『児往来』には後年の新系統本（1828、1816授与、年紀欠）も所在し、こちらでは以上止めが含まれ、発信者と宛先が欠落するなど形式が簡略化される。学芸関連が減少し、年中行事や農業関連事項が含まれ、地方・近江からの視点が加わるなど、庶民生活に密着した内容へと変化している²⁶。

女子中級・消息の実在する手本は18世紀半ばから19世紀半ばのもので、1行が5字・6字で半丁につき3行、こちらも1通が1丁を超えている。すべて女筆で、文末は「かしく」の類、本格的な散らし書きも交じる。第1段階にあたる『初学文言』上下（1810、

1811 授与、男子用とは別内容)では、暦に応じた年中行事や人生儀礼を含む。第2段階の『女筆文言』上下(1841、1767 授与)は、指定テキストの『女用文言』に相当し、季節の風物を含む12か月の進状・返状という点では、男子の『兎往来』旧系統に近い。

心情形成の面では、男女いずれも、中級の消息には、初級と過渡期にはない新たな特徴が登場する。その第1点目として、19世紀初頭のものである、男子用の『走廻心得之文言』(1821 授与)を例に挙げると、売買・契約への対処法について、手形・証文の文例には見られない、繊細な記述が含まれている。そこでは商品手渡しの期日遅れにつき、相手の立場を察しながらへり下り、あらためての相談を願い出るもの(第4通)、土地の購入を称えながら、同時に契約書の慎重な取り扱いを忠告するもの(第5通)、家屋売買金額の仲介に際し、同意を得たものと推察しながら、もしも違うならいち早く変更を申し出てほしいと譲歩するもの(第6通)など²⁷、契約内容とその履行の確認

<別表3>『女筆文言』の内容と表現

		内容	表現
上巻1	正月	新春の喜び	いとしほらしく
2	同返状	新春の喜び	のとかに
3	2月	春の深まり	うらゝか、わかやか
4	同返状	春の深まり / 山桜の進呈	
5	3月	花見の誘い	御のこりおほく
6	同返状	花見の誘いに応じる	こふるかひも御座なく
7	4月	時鳥初音に和歌を進呈	なつかしう
8	同返状	和歌へのお礼	打置かたく
9	5月	長雨を見舞う	つれゝ、さひしさ
10	同返状	早速の面会を約束する	さもしさおろかならず
11	6月	猛暑のなか納涼の誘い	気の毒に
12	同返状	納涼の誘いに応じる	
下巻1	7月	秋の訪れ	寂しさ物の哀
2	同返状	秋の夜寒	うきねも物さひしく
3	8月	月見と詠吟の誘い	
4	同返状	誘いへの同意	
5	9月	菊花の進呈	
6	同返状	菊花へのお礼	
7	10月	紅葉見物の誘い	
8	同返状?	晩秋の訪れ	ものさひしく
9	11月	霜枯れ冠雪に安否を問う	如何御覧し候哉
10	同返状	埋火を友としている	御床しき
11	12月	歳暮の進呈	春のいそきにこゝろひかれ
12	同返状	歳暮へのお礼	花やかにひきつくるひ

にとどまらず、むしろそれに付随する心情的な事柄が主となっている。売買・契約から派生するのは、相手を思いやる細やかな心遣いであった。厳格な手形・証文を踏まえながら、それを和らげるのが消息であった。

第2点目としては、文頭・文末の部分で『庭訓往来』の表現をあきらかに採り入れたと判断できる箇所を、男子用『児往来』のうちに数か所ほど確認することができる²⁸。古典的な既成作品から候文独特の常套的な表現をそのまま模倣することには、形式面だけでなく、謙譲の精神を児童に植え付ける効果を伴っていたのではないだろうか。

第3点目に、女子用の『女筆文言』に言えることだが（〈別表3〉）、消息文は事実を簡潔に伝えるだけのものではなかった。ここでは作成者が意図的に配置したかと思われるほど、全編にわたり繊細かつ多様な心情表現がちりばめられていた。

本節では初級から中級の段階にかけて、消息科往来物にあたるものを中心に上げてきた。これらを手本とし日々の課業に習熟することで、徳育に相当するものを含んださまざまな心情形成が可能だったのではないだろうか。ではそこにあえて教訓科往来物を加える根拠はどこにあるのか。徳目や教訓の内容を主とするテキストを学ぶ必要については、どのように理解できるのだろうか。そこで次に、中級段階の指定テキストに挙げられる『教訓状』『女子教訓状』『女今川状』へと考察を進めることにしたい。

4 中級段階・教訓科往来物の指定テキスト

中級段階の指定テキストのうち、自作の『教訓状』『女子教訓状』には²⁹、前提となる既成の教訓科往来物があり、いずれも時習齋蔵書に残されている。その1点目が『初登山手習教訓書』である。この書の成立は室町時代中期で、江戸時代前期以降、多くは『古状揃』に含まれる形で普及した³⁰。そこに書かれている内容は、「手習学文」を武士の「合戦」「戦場」にたとえ、真剣な心構えて「文武二道」に励むことを説き、「才智芸能」による名利の獲得を促す一方で、そうした教えに反すれば「恥辱」「後悔」の大きさは計り知れず、我が身と家の破綻を招くことになることになると戒めるものであった³¹。

時習齋所蔵の『初登山手習教訓書』については、まず版本に「義経合状」を合綴する『初登山手習教訓書』（正保5年1658、京都・村上平楽寺刊、半紙本、6行、返り点・送り仮名あり）と『古状揃』（甲戌年書、大坂・柏原屋清右衛門刊、半紙本、6行、返り点・ルビ欠）所収の「教訓状」（内題は「初登山手習教訓書」）がある。いずれも『新板古状揃』所収「初登山手習教訓書」とほぼ同一の記載である。また前者の刊行は『新板古状揃』の現存最古の版本と、同じ時期にあたる。

また写本では、『伊達感状』所収の「初登山手習教訓書」（半紙本、6行）と、『手習教訓書』（幕末に便覧用として作成された、横本・長帳綴19点のひとつ）が所在する。いずれも所蔵版本2点を踏襲するが、字句の変更箇所が『伊達感状』所収本と横本・長帳綴『手習教訓書』でそれぞれ異なる。さらに『伊達感状』所収本では、内題中「初

登山」の脇には「此三字省テモよし」と、本文中では6字ごとに朱丸印、36字ごとに「壹枚」から「十三枚」と、それぞれ書き込みが施されている。そして横本・長帳綴『手習教訓書』に関しては、版本からの字句訂正箇所が『伊達感状』所収本とほぼ一致し、半丁につき6字・6行で、本文末尾に「正味紙員拾三枚」とある。以上の諸点から、版本から写本を作成するさいにテキスト本文の校訂が行われていたことと、ひとつの写本からもうひとつの写本へと、児童に直接与える手本を作成するための流れが所在していたことが判明する。『初登山手習教訓書』について、手本の実物は残らないものの、寺子屋時習齋では長期にわたりこれを重視し、手本として使用する意図が明らかに存在していたといえよう。

指定テキストの前提となる教訓科往来物の2点目は、笹山梅庵の『寺子制誨之式目』（元禄8年1695、初刊、『手習仕用集』と合綴）で、こちらは寺子を対象に、手習に即した行儀作法を説きながら躰方一般に及び、全37箇条と後文で構成され、きわめて多岐で詳細な内容を含むものである³²。こちらの時習齋蔵本としては、写本、横本・長帳綴の『童子手習式目』（内題の1つは「童蒙式目」）の1点のみである。初刊本と比較すると字句の相違が多く、内題以外にも明確な修正箇所が数点みられる³³。テキストの校訂には一定の関心を寄せている。しかし分量の多さゆえだろうか、手本を作成する意図はほとんど見当たらない。

前提書の3点目は、堀流水軒の『寺子教訓書』（宝永2年1705、作、正徳4年1714、初刊）で、こちらは『寺子制誨之式目』を下敷きとするが、箇条書きを取らず分量も少ない。時習齋が所蔵する版本は、『万家日用商家往来』（年紀欠、半紙本、4行、全文にルビ）所収の「寺子教訓書」1点のみである。その本文は正徳4年版本と細部で表記を変えているほか³⁴、6字ごとと36字ごとに異なる朱点を挿入し、6字3行、計14丁余りの手本作成を想定している。そしてこれに対応する写本の蔵書が『寺子教訓書』（幕末の横本・長帳綴）で、こちらは6字・6行、文末に「已上十四枚」の書き込みがある。さらに細部の記載も正徳4年版本と異なる一方で、『万家日用商家往来』所収本とは一致する。『寺子教訓書』関連の時習齋所蔵本2点では、手本の作成・使用を見据えた版本から写本への展開が明白である。

続けて教訓科の自作指定テキスト2点の考察に移りたい。そのうち男子用の『教訓状』は美濃本で5字3行、現存する2点のうち1点は安永10年（1781）に、もう1点は明治5年（1872）に授与され、児童が直接使用できる手本の形態をもつ。その分量は全120行、約600字である。『手習教訓書』（原題『初登山寺子教訓書』）の全77行、約460字、『寺子教訓書』の全84行、約500字と比べれば、多さでそれらを上回る。記載内容については、「文道」「為人道（人たるの道）」を掲げ、「師匠の教」に従い、両親が「子を思ふの恩徳」を自覚し、手習については「心を不散……筆元静に」「片時も無油断可励事」を、生活面では「慇懃」「行儀花奢」であることを説き、寺子屋で学ぶ児童を対象とするごく一般的な教訓を要領よくまとめている。ただし教えに従わなかった場合、

どのような結果を招くかという、いわば否定的な訓戒が67行と全体の半数以上に達し、分量が多い原因はここに求められる。また『初登山手習教訓書』にあった手習を合戦・戦場にたとえる厳格さ、才智芸能による功利功名の獲得、『寺子制誨之式目』『寺子教訓書』にみられた型の重視と矯正の必要³⁵、学習と生活の両面におよぶ詳細で具体的な内容、手習と人道・学問との一致についての力強い主張といった、特徴的な内容がこちらにはみられない。『初登山手習教訓書』からは緊張感を伴った手習への専念を、『寺子制誨之式目』『寺子教訓書』からは複数の言い回しを転用しながらの³⁶、手習を中心に据えた人としての躰全般を、採り入れているのは確かである。

もうひとつの自作指定テキスト『女子教訓状』も手本の形態を有し、美濃本で6字3行、文化8年(1811)に授与された1点が残されている。こちらも全120行、約600字で、男子用の『教訓状』と分量は等しい。内容についても「文道」「女子たるの道」「師匠の教」「子をおもふの恩徳」、手習では「心を不散……筆元静に」「無油断嗜たまふべき事」、生活面では「懃懃」「行儀花奢」を説き、その点でも『教訓状』と変わりはない。『女子教訓状』の全体にわたり、多くの文章が『教訓状』と同内容である。ただし否定的な内容を含んだ訓戒は46行で、『教訓状』よりは少ない。『女子教訓状』にしかみられない内容としては、他の女訓書によくみられる「縫針等の女芸」「三従の道」「嫉妬の心」の他に、「召使等に至る迄愛の道を第一とすべし。愛は仁の用也と古き書にも見えれば、女は取分愛の道を嗜べし」という記載が目立つ。この文中にある「愛は仁の用也」は、朱熹の「仁は愛の理、心の徳なり」という定義を踏まえたものだが³⁷、本体(理)と作用の関係において、朱熹が本体(理)としての仁を強調するのに対して、こちらでは作用としての愛に注目している。家内における愛の実践者であることを、特に女性に求めている教訓といえる。

さらにもう1点、既成の教訓科往来物ではあるが、中級段階の女子には『女今川状』も必須とされていた。これについても美濃本で6字3行、明和8年(1771)と文化9年(1812)に授与された2点の手本が残されている。その分量は全236行、約1400字にのぼり、『女子教訓状』に『女今川状』を追加された女子の学習量は、教訓科往来物の指定テキストに限ると男子の3倍強に達する。なお、前提となる『女今川状』の版本は³⁸、『今川状』を踏襲した貞享4年(1687)版系統と、それを改訂した元禄13年(1700)版系統とに大別でき³⁹、時習齋で使われた手本はそのうちの前者に属する⁴⁰。

そこで両系統の相違を念頭に、時習齋本『女今川状』の内容をみてゆくと、次のような特徴が挙げられる。①貞享4年版系統に近い時習齋本にみられた「慈悲(の心)」(2箇所)「仁の道」「愛敬」が、元禄13年版系統では削除されている。②時習齋本では2箇所にみられた「召使」(使用人)を含む家内一同への和合が、元禄13年版系統では1箇所と少ない。③以上2点とは対照的に、時習齋本にはみられず、元禄13年版系統にみられる表現としては、「かたましく」「すなほ」「やさしく」「せはしく」といったものが目に付く。こちらでは従順さが強調され、それに反する心のあり方が戒められて

いる。

以上の諸点から、時習齋本の『女今川状』では、「慈悲（の心）」「仁の道」「愛敬」の主体としての女性に、経営体としての家の和合を期待する教えがすでに説かれており、それが自作テキストの『女子教訓状』にも及び、実践的な「愛の道」の強調へと至ったのではないだろうか。学習順序から言えば、先に『女子教訓状』を学んだうえで『女今川状』へと進み、共通する女性像のさらなる浸透が図られたということになる。その反面、『女大学宝箱』にみられた従属的な「和順」の教えは、元禄13年版系統の『女今川状』に再三登場するが、それとは系統を異にする時習齋本において強調されるものではなかった⁴¹。

5 指定テキスト以外の教訓科往来物

寺子屋時習齋の旧蔵書には、使用者を中村氏とその近親者の子女に限定すべきだが、指定テキスト以外の教訓科往来物も複数所在する。以下それらを1点ずつ、あるいは数点をひと組にまとめ、前提となる既成作品との関連、書誌、記載内容についてみてゆきたい。

そのうち『天神教訓状、筆道訓』は既成作品2点を合綴した、美濃本、6字3行の手本で、天明2年（1782）に授与されている。「天神教訓状」と「筆道訓」は、いずれも享保6年（1721）刊、寺田正晴作『初学用文筆道往来』に掲載され、前者は『実語教』に近い仏教的な教訓を主とし、後者は手習の心得から文房具、和漢能書の紹介など、筆道全般を概説する。時習齋本の「天神教訓状」（外題前半、内題とも）でも、「玉依琢増光、人依学生智」といった言い回しを含みながら、「佛教」的な「学文」の功德を説いている⁴²。一方、時習齋本の「筆道訓」は既成版本とほぼ同内容で⁴³、「六芸」「学道之基」としての「筆道」の重視に始まり、「向案机不頹、端座正心而可書事專要也」といった心構えにも触れながら、「能書」として称えられることが「一生之面目、後代之名譽」をもたらすと説く。『寺子制誨之式目』『寺子教訓書』と内容を重ねつつ、本格的な「筆道」を詳述するのが特徴である。

次に、『参教門』は美濃本、6字3行の手本で、天明3年（1783）の授与、「忠孝君父之文章」「励諸芸之文章」「務生理之文章」で構成されるが、そのうち「励諸芸之文章」では「諸芸」と「学文」の相違に詳しく、手習を「日々之当用貴賤達道之芸」と、儒学を「重心術」と区別する。この『三教門』は、元来、中村三近子作『一代書用筆林宝鑑』（享保15年1730刊）に収められ、同書は時習齋蔵書にも含まれているので、ここからの抜粋だろう⁴⁴。

以上、『天神教訓状、筆道訓』『参教門』については、後継者や一族の子女を対象に、手習・学問に関する教訓として、指定テキスト以外にも幅を広げ、それぞれ個性的な作品を伝達してゆくことが、作成と授与の目的であったと考えておく。

それらとは性格を異にするのが、「初登山手習教訓書」を収めていることで先にも触

れておいた『伊達感状』(半紙本、6行)に掲載されている「教訓状」と「楠正成金剛山居間之壁書」である。このうち「教訓状」は、『古状揃』に含む「抑童部教訓状云」と同じく、起床時の身支度に始まり、生活全般の中に手習を位置づけた教訓書だが、文章は全く別である。この時習齋本「教訓状」では「公私之用事」や帰省の際に伺いを立てることを挟み、「正直忠孝之者、必預神明之利生」で結ばれている。「抑童部教訓状云」が最終的に「勝人越世文学之達者」を目指しているのとは異なる。もう一方の「楠正成金剛山居間之壁書」はすべて箇条書の全21条で、6字ごとに丸印が、36字ごとに「九丁」までの丁付が施され、これによる手本作成の意図がうかがえる。先行作品との比較では、いくつかの版本と相違する一方、龍田詣、吉野詣と合綴された写本とは大半の部分で一致する⁴⁵。ただし時習齋本では仮名表記の比率が高く、手本としてはより平易である。語句を拾うと、心の内面や理・道理に関するもの(「人我の心」「正直」「邪心」「欲心」「理」「物の道理」と、少ないながら武将に関するもの(「国の為」「余勢の馬」「甲冑」とが特徴的である。

これら『伊達感状』所収のものについては、武士的な主従関係や心の持ちようを含む教訓であり、中村氏の男子後継者に対する何らかの指導者教育を含んでいたのかもしれない。『古状揃』の全編を含む歴史科往来物については、そうした点で今後の検討を要する。

さいごに取り上げるのは、単独の写本『童子訓』である。これは美濃本、5行で小字の手本といえる。児童の知性一般の伸張を目的とする知育型に属し、天地、父母、四方、十二か月、四季、五行、十干十二支、六十余国と語彙・説明が続く中で、生活一般の躰と共に手習・学問への出精を説くところは『寺子制誨之式目』『寺子教訓書』とも近い。この『童子訓』について注意を要するのは、写本として所蔵される『近道子宝』の記載に多くを負っている点である。同書はもと正徳3年(1713)刊、平井自休の作だが、この表題での流通は江戸を始め東日本に限定されるという⁴⁶。時習齋蔵書の版本往来物は大半が上方由来だが、それ以外の可能性を考えるうえで、このことに留意しておきたい。

以上、指定テキスト以外の教訓科往来物の全体についてまとめ直すと、指定テキストの『教訓状』『女子教訓状』と同様に、手習・学問を中心に据えた教訓を含みながら、それら指定テキストにはなかった、個性的な特徴を有するものであったといえよう。

6 むすびにかえて

近世中後期の在村寺子屋における教訓科往来物の使用実態については、時習齋の事例をもとに、次のように結論づけることができるだろう。

第一に、教訓科往来物の内部において、あらゆる種類のもものが幅広く採用されることはなく、その選択範囲は限られていた。自作の指定テキストは、先行作品に依拠しながら、手習への専念を説くものに集約され、その際、先行作品に具わる詳細さや目立っ

た特徴は、その数多くが省略された。自作指定テキストの『教訓状』と『女子教訓状』は、いずれも平凡で面白味を欠くものであった。指定テキスト以外の、既成の教訓科往来物についても、それぞれ追加的な内容を含んでいたとはいえ、その使用実態に関しては、後継者とその周辺にとっての経営上の備えとなるような、幅を持った教材の蓄積にとどまったのではないか。

こうした選択範囲の限定は、また別の側面として、庶民向けの性格を徹底させた江戸戯作者の作品、為政者側の教化政策に即して被治者にふさわしい教訓を説く作品、庶民側の主体的・内面的な自己規律を促すような作品、石門心学関連書やそれに近い作品を、いずれも直接採用しないことにつながった。各作品に含まれる諸特徴を採り入れるような動きも、ほとんど見られなかった。実用主義・生活中心主義、児童中心主義、通俗化・平易化といった諸傾向も、教訓科往来物において、特に顕著に表れるということではなかった。

第二に、限定的な性格という点については、教訓科往来物の、その他の往来物との優劣の関係においても確かめることができた。学習過程での優位は、段階的に複数示される消息科往来物であり、教訓科往来物のごくわずかな点数が、そこに挿入されるに過ぎなかった。消息科往来物は候文・女筆の形式を踏まえ、語彙の知識を生きたものとして増やし、さまざまな心情と徳を育むものであった。寺子屋での知育にしても、徳育にしても、実際にはその多くを消息科往来物が担っていた。教訓科往来物による徳育は、寺子屋教育の頂点に置かれるものでも、中心に置かれるものでもなかった。

このように寺子屋における教訓科往来物は、内容的にも、学習段階全体における位置づけにおいても、限定的な性格を示すにとどまっていた。しかし見方を変えれば、そうした限定性ゆえに、一定の効果を発揮できたのではないか。

寺子屋の教育方法は、自学を前提とする個別指導・添削指導を基本とし、強制を伴うものではなかった。そうなる自主的な稽古を順調に継続させるためには、強制的な指導に代わる何らかの工夫や仕掛けを要するだろう。そこに限定的ではあれ、教訓科往来物を導入する意味があったのではないか。否定的な内容を持った訓戒を多用し、あえて必要最小限に要所を押さえる形で、学習の必要性を強調し確認しておくことが求められたのであろう。教訓科往来物を用いた徳目および教訓的内容の言挙げを最低限に抑え、脇役として効果的に生かし、その結果として寺子屋教育の全体が円滑に行えたのだろう。教訓科往来物を寺子屋で使用するにあたり、学習の喚起に内容を絞り、従属的な立場に置くほうがかえって有効だったのではないか。

さいごにもう1点、女子用教訓科往来物の指定テキストに関しては、一定の指導者育成を可能性として含んでいた。それでは男子については、それに類する傾向はどうだったのか。そうした課題を解明するためには、歴史科往来物の書簡類や、職業科往来物に含まれる職業倫理について、あるいは教養を重視した各種の往来物について、今後の検討が欠かせない。さらに付け加えると、往来物以外の蔵書についても本格的

な調査を試み、寺子屋にとどまらず学問塾・文芸結社としての側面を併せ持った時習齋の全体像を解明してゆかねばならない。

7 史料翻刻

覚⁴⁷

壺冊目 但、甘本綴小手本内、いろは四本。壺本四日習、清書三行二枚。いろは初壺本か四本迄さらへ書なし。拾壺本か甘本迄さらへ書半日也。尤いろは四本済て五本目の四日半ニ而清書也。

式冊目 但、甘本綴尤式冊目、初か壺日之さらへ書なり。尤小手本四冊共さらへ一日也。清書式冊め三冊め郡名前迄四日半ニ而清書。

三冊目 但、甘本綴、内郡名三本五日ニ而清書。尤さらへ書前同断壺日也。

四冊目 但、甘本綴、さらへ書前同断壺日也。尤此冊甘本共五日習清書也。右此四冊相濟候ハゞ大さらへ書二日習事。

五冊目 但、初学文言、女子ハ初学文言上也。初メ三行式枚也。尤一行四字書、小字ハ五字書事もあり。右習ふもの、才ニ仍而清書壺度濟候ハゞ三行三枚ゆるすべし。さらへ書壺日半、此手本か壺冊ニ半日つゝ復書増事未准之。尤四日半習清書也。

六冊目 但、教訓状、女子ハ初学文言下也。三行三枚、小さらへ書二日。此手本あがり候ハゞ大さらへ四日也。

七冊目 但、見往来上、女子ハ教訓状、三行三枚也。小さらへ二日半、大さらへ五日也。

八冊目 但、見往来中、女子ハ女今川、三行三枚也。尤其人ノ才覚によつて「中程今晚迄行楽」(以上抹消)七日目あたりか三行四枚ゆるす也。但し女子も女今川中程か右同断。小さらへ書三日、大さらへ六日なり。

九冊(ママ) 但、見往来下、三行四枚、小さらへ三日半、大さらへ七日也。女子ハ商売往来、四行二枚、式三度濟候ハゞ三枚、女子さらへ書同上。吟味役ハ近比か此手本之十月かさしゆるし候事。しかし不行儀之ものハ今些し斟酌あるべき也。

十冊目 但、当用諸手形、女子ハ国名、龍田詣、女要文之類。四行、式枚、壺式度濟而三枚、小さらへ四日、大さらへ八日也。女子ハ四行三枚、さらへ書同断。

十一冊目 但、商売往来、四行三枚、小さらへ四日半也、大さらへ九日也。女子ハ京町尽、諸職往来、古今序、何にても見計、さらへ書男子ニ同じ。右之分習方如此、但し臨機応変斟酌あるべきなり。右之手本相濟候ハゞ習ふもの、望ニまかせ認メ遣すべき也。

十二冊目 但、五行式枚三枚、右ニ准ず。小さらへ五日、大さらへ十日。

十三冊目 但、五行三枚、小さらへ書五日半、大さらへ十一日。

十四冊目 但、六行式枚三枚、小さらへ書六日半、大さらへ十二日。

十五冊目 但、六行三枚、小さらへ書七日、大さらへ十三日。

十六冊目 但、六行三枚、壺式度濟候ハゞ四枚ゆるす。小さらへ七日半、大さらへ十四日。

十七冊目 但、六行四枚。

右あらまし斯の如し。余ハ准じて相計ふべし。

参考文献

「時習齋蔵書」（書譜手跡，女筆）東近江市近江商人博物館所蔵。

石川松太郎（1969）「解説」『日本教科書大系往来編 教訓』講談社，pp.15-121.

—————（1975）「解説」『日本教科書大系往来編 歴史』講談社，pp.11-153.

—————（1988）『往来物の成立と展開』雄松堂出版，pp.1-203.

石川監修・小泉吉永著（2001）『往来物解題辞典』大空社，pp.1-838.

殷曉星（2021）『近世日本の民衆教化と明清聖諭』ぺりかん社，pp.1-278.

梅村佳代（1991）『日本近世民衆教育史研究』梓出版社，pp.1-372.

—————（2002）『近世民衆の手習いと往来物』梓出版社，pp.1-295.

北島貞顕（1937）『時習齋伝』時習齋蔵書（稿本）。

木全清博（2015）『滋賀の教育史—寺子屋・藩校から小学校へ—』文理閣，pp.1-330.

柴田純（1994）「第7章 五箇荘の学芸と文化」『五箇荘町史第2巻 近世・近現代』，pp.432-465.

—————（1995）「近世中後期近江国在村一寺子屋の動向—門人帳の数量的分析を中心に—」朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣出版，pp.205-233.

辻本雅史（2004）「幕府の教育政策と民衆」辻本・沖田行司編『新体系日本史 16 教育社会史』山川出版社，pp.245-269.

中野正堂（2020）『近江商人の魂を育てた寺子屋—川島俊蔵の教えに学ぶ—』宝蔵館，pp.1-176.

本山幸彦（2001）『近世国家の教育思想』思文閣出版，pp.1-283.

八鍬友広（1989）「近世民衆の初歩的読み書き教育について—消息・用文章教材の分析を通して—」『日本教育史研究』8号，pp.70-90.

—————（2004）「近世民衆の人間形成と文化」辻本雅史・沖田行司編『新体系日本史 16 教育社会史』山川出版社，pp.175-244.

和田充弘（2016）「近世庶民教育における徳育の構造—大坂の寺子屋師匠と往来物を手掛かりに—」『同志社大学日本語・日本文化研究』12号，pp.201-215.

—————（2021）「教訓科往来物から修身教科書へ—教育施設におけるしつけの観点から—」『びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部研究紀要』12号，pp.113-125.

—————（2022）「寺子屋時習齋旧蔵往来物の分類と書誌—使用実態に関する基礎的考察—」『びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部研究紀要』13号，pp.69-77.

—————（2022）「消息科往来物の使用実態とその徳育的性格—近江五箇荘、寺子屋時習齋を事例として—」『びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 地域連携研究支援課年報』8号，pp.23-32.

——— (2022) 「寺子屋における往来物と道徳的教訓—近江国五箇荘、時習齋を事例として—」『関西教育学会年報』46号, 2022, pp.11-15.

注

- 1 拙稿 (2014) 「近世庶民教育における徳育の構造—大坂の寺子屋師匠と往来物を手掛かりに—」『同志社大学日本語・日本文化研究』12、を参照。
- 2 とともに大坂の書家兼寺子屋師匠の作である、笹山梅庵『寺子制誨之式目』(元禄8 1695)、堀流水軒『寺子教訓書』(正徳4 1714)が代表的。以下本稿でも取り上げる。
- 3 高橋俊乗 (1943) 『近世学校教育の源流』永沢金港堂、乙竹岩造 (1970 復刊、1929 初刊) 『日本庶民教育史』臨川書店、石川謙 (1972 復刊、1929 初刊) 『日本庶民教育史』玉川大学出版部など。
- 4 石川松太郎 (1969) 「解説」『日本教科書大系往来編 教訓』講談社、同 (1988) 『往来物の成立と展開』雄松堂出版、など。石川「解説」は教訓科往来物を実語教型、一般教訓型、躰方型、知育型、四民教訓型に分類する。
- 5 丹和浩 (2005) 『近世庶民教育と出版文化—「往来物」制作の背景—』岩田書院、が分析。
- 6 通俗道徳論の盛行は、安丸良夫 (1974) 『日本の近代化と民衆思想』青木書店、を契機とする。
- 7 八鉦友広 (2002) 「近世民衆の人間形成と文化」辻本雅史・沖田行司編『新体系日本史 16 教育社会史』山川出版社、は教訓科往来物の目標を「商品経済の発展がもたらす社会変動に立ち向かうために当時の人びとが行った人格改造」「強力な自己規律によって統合された強固な人格」に見いだす。同 224 頁。早川雅子 (2003) 「教訓科往来物における民衆思想—民衆教育普及の思想的背景—」『目白大学人文学部紀要』9、同 (2003) 「教訓科往来物における忠孝の道徳」同 10、同 (2007) 「教訓科往来物の読者像—「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」『目白大学文学・言語学研究』3、も近世庶民の経済的・職業的自立と関連させ教訓科往来物の意義を考察する。
- 8 本山幸彦 (2001) 『近世国家の教育思想』思文閣出版、辻本雅史「幕府の教育政策と民衆」前掲『新体系日本史 16 教育社会史』を参照。
- 9 近年の研究に、殷暁星 (2021) 『近世日本の民衆教化と明清聖論』ぺりかん社、がある。
- 10 八鉦友広 (1989) 「近世民衆の初歩的読み書き教育について—消息・用文章教材の分析を通して—」『日本教育史研究』8、梅村佳代 (1991) 『日本近世民衆教育史研究』梓出版社、同 (2002) 『近世民衆の手習いと往来物』梓出版社、同 (2005) 「幕末期、伊賀国名張郡名張本町の中村権平寺子屋の検討」『三重県史研究』20、同 (2013) 「近世後期、子どもの読み書き稽古と往来物」『書物・出版と社会変容』15、同 (2015) 「近世における民衆の手習いと読書—子どもの「器量」形成を中心として—」若尾政希編『シリーズ<本の文化史> 3 書籍文化とその基底』平凡社、関山邦宏 (1994) 「江戸の寺子屋」『東京都教育史通史編 1』第 1 編第 1 章第 3 節 東京都立教育研究所、を参照。

- 11 拙稿(2022)「寺子屋時習齋旧蔵往来物の分類と書誌—使用実態に関する基礎的考察—」『びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部研究紀要』13、同(2022)「消息科往来物の使用実態とその徳育的性格—近江五箇荘、寺子屋時習齋を事例として—」『びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 地域連携研究支援課年報』8、同(2022)「寺子屋における往来物と道徳的教訓—近江国五箇荘、時習齋を事例として—」『関西教育学会年報』46(所蔵する教訓科・職業科往来物の概略のみ紹介)、を参照。
- 12 時習齋および近江全域、五箇荘地域の寺子屋については、北畠貞顕(1937)『時習齋伝』(稿本、時習齋蔵書)、柴田純(1994)「第7章 五箇荘の学芸と文化」『五箇荘町史第2巻 近世・近現代』、木全清博(2015)『滋賀の教育史—寺子屋・藩校から小学校へ—』文理閣、中野正堂(2020)『近江商人の魂を育てた寺子屋—川島俊蔵の教えに学ぶ—』法蔵館、を参照。
- 13 文部省編(1892)『日本教育史資料8』私塾寺子屋表(滋賀県)。
- 14 柴田純(1995)「近世中後期近江国在村—寺子屋の動向—門人帳の数量的分析を中心に—」朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣出版。
- 15 『時習齋門人姓名録』時習齋蔵書。前掲拙稿「消息科往来物の使用実態とその徳育的性格—近江五箇荘、寺子屋時習齋を事例として—」で分析する。
- 16 前掲、北畠貞顕『時習齋伝』の記述から。
- 17 前掲『五箇荘町史第2巻 近世・近現代』に基づく。
- 18 ただし往来物が本質的に習字手本としての性格を有する以上、冊子史料・書物としての往来物と手本の明確な区別は困難である。本稿では特に、児童に手渡され直接使用できる形態のものを手本と呼んでおく。
- 19 本稿との関連でいえば、寺子屋での徳育から学問塾・文芸結社における徳育への展開や、前者と後者の共通点および相違を今後の検討課題に含めたい。
- 20 「人となり廉介、寡言にしてみずからよしとす。……その子弟を誘導するや、一言一句に拘泥せず、ひとり実学の教育を主とす。」「中村義芳顕彰碑」(1972復刊)『近江神崎郡志稿』484頁、に翻刻。近江商人屋敷藤井彦四郎邸内(東近江市宮荘町)に現存。
- 21 史料的価値が高く、本稿に全文の翻刻を付けておく。以下とも特に断りのない限り、引用・言及する原典史料は、時習齋蔵書(東近江市近江商人博物館所蔵)に属する。
- 22 蔵書中、手本の末尾に記載される授与先は中村姓の男女が大半を占め、その他も同氏の近親者と考えられる。最多は中村弁吾(後の6代義芳)宛のものである。塾生一般に授与した手本類は、蔵書中にほとんど含まれていないのではないだろうか。指定テキストは別として、その他については使用者の範囲を限定的に考えたほうが適切であろう。
- 23 初級教材と中級教材のうち消息科往来物の記載内容については、前掲拙稿「消息科往来物の使用実態とその徳育的性格—近江五箇荘、寺子屋時習齋を事例として—」に詳しい。

- 24 『小篇書鑑雑之部控』(1781～88 授与か)『小手本』1(『小篇手本控』所収本とは別の女筆、1744 所有か)『小篇書鑑四季之部控』(1830 所有、これのみ「小手本」に準拠せず)。
- 25 『北庄村』(年紀欠)『小書監数』(1747 所有)『小手本』2(1745 所有、『小篇手本控』所収本とは別)。
- 26 1冊本の『兎往来』(1782 授与)も実在するが、こちらは新系統に近い。
- 27 「先達而口入仕候呉服染物之儀手筈違出来之、日限及延引御立腹之段御尤至極奉存候。以上御了簡被下候ハ、今一注御相談申度存候ニ付、如斯御座候。」(第4通)「貴様御儀頃日田畑山林等御売得被成候由、珍重之御事ニ御座候。無申迄候得共、後日之証文等可被入御念候。」(第5通)「兼日御内談申候家屋敷土蔵、代銀拾貳貫八百目ニ致挨拶候。定而御得心可被成と存候。万一御思案ニ合不申候ハ、今明中ニ可致仰越候。変改之致様御座候ニ付、先如此御座候。」(第6通)。
- 28 「何角紛擾御無音而已背本懐候。万事拝顔之時御礼可申述候」(『兎往来』上巻正月返状、旧系統)、「何角取紛御無音背本意候。万事拝顔之節緩々御礼可申上候」(新系統)は『庭訓往来』正月返状中の「万事物忿之間不及一二、併期面謁之時候」(時習齋蔵書、延享2年1745文字校正)に依拠。「内々従是可申入之処、遮而預芳問怡悦不過之候。」(同前二月返状、旧系統)は、『庭訓往来』二月返状中の「欲従是令申之処、遮而預恩問、御同心之至多生之嘉也」(同前)を一部模倣。
- 29 その他を含め、多くの指定テキストを自作と判断する根拠として、「覚」の学習計画に見合う周回な記載内容の展開を確かめることができるのに加え、既成作品とみなしうる同内容のテキストが蔵書中に存在しないことを挙げておく。
- 30 現存最古の写本は天文17年(1548)の『手習往来』で、寛永2年(1625)の写本『古状揃』では「手習学問之事」として含まれている。さらに万治元年(1658)刊の『新板古状揃』になると「初登山手習教訓書」に改められ、宝永2年(1705)以降、単独で刊行されることもあり、こちらが近世社会に数多く広まった。石川前掲「解説」、石川「解説」(1975)『日本教科書大系往来編 歴史』、石川監修・小泉吉永著(2001)『往来物解題辞典』大空社、を参照。
- 31 「初登山手習教訓書」『新板古状揃』『日本教科書大系往来編 歴史』所収。
- 32 石川「解説」『日本教科書大系往来編 教訓』、『往来物解題辞典』を参照。
- 33 「手習」→「手習学文」(第2条)、「早書」→「早書曲書」(第4条)、「宿にても寺にても」→「宿にても又ハ師匠の方にてても」(第26条、落書の禁止)、「乍去正月十五日より内は品により少々可致用捨事」→削除(第27条、諸勝負の禁止)。『日本教科書大系往来編 教訓』所収の初刊本と照合。ちなみにこの『万家日用商家往来』所収本の本文ルビ中、「筆学林」には「てらこや」と振られ、扉の書き込みに「御家龍章堂閑斎」(近世後期、幕末京都の書家)とある。
- 34 『日本教科書大系往来編 教訓』所収の正徳4年後印本を参照。
- 35 両書とも民間習俗の躰に特徴的な、自学自習を先行させたうえでの、型(範型)に即

した後からの矯正という教育の方法を含んでいる。拙稿(2021)「教訓科往来物から修身教科書へ—教育施設におけるしつけの観点から—」『びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部研究紀要』12、に詳しい。

- 36 早書き、机に寄りかかる姿勢、座興口論、問わず語りへの戒めなど。
- 37 『論語集注』第一、学而第一「君子は本を務む。本立て道生ず。孝弟なるものは、其れ仁の本たるか」の朱注。いずれも原漢文。
- 38 『女今川状』の版本は、時習齋蔵書に現存しない。
- 39 『往来物解題辞典』に拠る。
- 40 元禄13年版系統の流れを引く『女今川錦の子宝』(元文2年1737刊、(1973)『日本教科書大系往来編 女子用』に所収)と照合。
- 41 時習齋蔵書「書譜手跡および女筆」中に『女大学宝箱』及びその関連書は所在しない。
- 42 ただし時習齋蔵書中、『実語教』『童子教』の所在は天保5年(1834)刊『童訓往来新大成』所収の1点のみで、そこには手本作成に向けた書き込みもみられない。全国的に使用頻度が高いが、時習齋ではそれほど重視されていないと考えておく。
- 43 東京学芸大学教育コンテンツアーカイブ掲載『筆道稽古早学問』所収本と照合。
- 44 他にも時習齋では中村三近子の作品に注目する。『一代書用筆林宝鑑』所収「芝居見物之文章」の表現の一部は『兎往来』旧系統十一月返状に転用され、『細字之記』は享保17年(1732)に単独の写本として作成され、「神道会釈」「封状捻り状之要」は『増補書札法式』(宝暦11年1761写)に収録されている。
- 45 時習齋本『伊達感状』には「竜田詣」を含む。先行写本(『日本教科書大系往来編 歴史』所収)との比較では、2条を欠き別に1条を加え、後文をすべて略している。
- 46 『往来物解題辞典』から。時習齋本は正徳3年版本(『日本教科書大系往来編 教訓』所収)と比べると、相違点が複数所在する。上方の版本をもとに写本を作成し、後から「近道子宝」の題簽を貼付した可能性もある。時習齋本に内題は無い。
- 47 『小本手本控』(年紀欠、東近江市近江商人博物館所蔵時習齋蔵書)に所収。翻刻にあたり漢字、仮名とも現行の表記に統一し、適宜句読点を加えておく。